



2026年4月15日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 充 三
(コード番号：6177 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 部 長 渡 邊 泰 弘
(TEL. 03-6302-0561)

有償ストックオプション（第16回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対し、下記のとおり第16回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、各取締役に対する本新株予約権の割当に関する個別の審議については、当該割当の対象となる取締役はそれぞれ特別利害関係人に該当するため、当該審議及び決議には参加しておりません。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、2024年3月29日開催の第12回定時株主総会での承認を得て発足した新経営体制の下、業績及び株主価値の向上に努めております。特に、上場後10年経過後から適用される東証グロース市場の上場維持基準の1つである時価総額40億円以上の維持と、2030年3月の同基準見直し後の新基準である上場5年経過後の時価総額100億円以上の適合に向けた企業価値向上を強く意識しております。

そのような中で、当社グループは、資本業務提携先をはじめとする「Team Appbank」との戦略的アライアンスを活用し、AX・IP領域で様々な新規事業の開発を進めております。特に、2025年に実施した株式会社PWAN及びmusica lab株式会社の子会社化、株式会社2WINSとの協業によるAIソリューション事業の開始並びにZAICO株式会社とのIPコラボレーション事業の深耕等を通じて、足元の事業拡大が急速に進んできております。これらの取り組みを進めることで売上高及び粗利益を増加させ、同時に、継続的に効果的・効率的なコスト

の管理を行い、黒字化していくことで、中長期的な企業価値の向上が実現できると考えております。

そこで、中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役の意欲や士気をより一層向上させ、また、持続的な収益の拡大及び利益の確保に対するコミットメントをより一層強めることを目的として、本新株予約権を発行するものであります。本新株予約権の内容となる行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の30%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社は昨年8月の月次終値(362円)から現在の株価水準へと、既に当時の30%程度の水準まで下落を経験しており、現在の株価水準を起点として、さらに同等の下落(現在の株価の30%水準への下落)を招くような事態となれば、取締役として相応の重い責任を取るべきであると判断したためであり、また、過去の第6回、第9回及び第14回新株予約権の発行において、取締役及び従業員を含めて全社で収益の拡大及び利益の確保を目指すべく設定した水準を反映し、今回の対象者である当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対しても同様の基準を適用することとしたためであります。あわせて、当社の過去の株価推移及び市場環境における通常の株価変動を踏まえ、短期的な株価変動によって容易に発動することは避けつつ、企業価値の大幅な毀損が市場から認識される水準において発動する設計とすることが適切であると判断いたしました。当該水準は、一般的な株価変動の範囲を大きく超える水準であり、株価が当該水準まで下落した場合には企業価値の大幅な低下が生じている可能性が高いと考えられることから、経営陣(当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役)が株主と同様の経済的リスクを負担することで、企業価値の維持・向上に対する強い責任意識を持つインセンティブとして適切な水準であると判断しております。

なお、本新株予約権について発行要項又は本新株予約権の割当契約にて以下の点を特に定めております。

- ・割当者は、会社の承諾を得ることなく新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ・発行要項5.(1)(2)の内容を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
- ・割当者が、退職等で、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合であっても、行使義務(当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。)は消滅せず、新株予約権を行使しなければならない。
- ・なお、以下のいずれかに該当する場合には、行使期間中であっても、割当先は直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

(3) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとする取締役会が認めた場合

(4) 死亡した場合

また、本新株予約権の付与対象者が当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役でもあるため、本新株予約権を有償で取得することで、より一層経営や業績への中長期的なコミットメントを高めることを目的として、無償で従業員へ付与した第8回新株予約権と異なり、第6回、第9回及び第14回新株予約権と同様に本新株予約権を有償にて発行することといたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、本日現在における当社の発行済株式総数 25,243,500 株に対して 3.96%に相当しますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

第16回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

10,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,000,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行要領に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（108 円）、権利行使価格（121 円）（前提となる株価（108 円）に 112%を乗じた価格と仮定）、ボラティリティ（88.38%）、行使期間（5 年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（1.869%）、強制行使条件等）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。当社取締役会は、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 100 円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に112%を乗じた価格(小数点以下は切上げ、以下同様。)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社取締役会で当該行使価額の調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」

に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年5月1日から2031年4月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所グロースにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本行使義務」という。）。疑義を避けるために付言すると、新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務（当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。）は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる

行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026 年 5 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記 3.（6）に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編

対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年5月1日

9. 申込期日

2026年4月21日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	5名	5,800個
当社執行役員	3名	3,200個
当社子会社取締役	1名	1,000個

以上